

とくしま国際消費者フォーラム2022
消費者庁との共同セッション
デジタル社会における消費者保護法制と
消費者の自立へ向けた取組

デジタル化を背景とした EUの消費者法制度の潮流

カライスコス アントニオス
京都大学大学院法学研究科准教授

2022年月10日25日(火)



簡単な自己紹介

- アテネ大学法学部卒業、アテネ大学大学院法学研究科修士課程修了(修士(法学))
- 元 アテネ弁護士会所属弁護士
- 早稲田大学大学院法学研究科修了(博士(法学))
- タマサート大学(タイ、バンコク)法学部客員准教授、スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学(イタリア、ナポリ)法学部客員准教授
- 日本消費者法学会理事、特定非営利活動法人消費者支援機構関西理事、総務省情報通信法学研究会構成員、消費者庁ステルスマーケティングに関する検討会委員



簡単な自己紹介

▪ Fellow of the European Law Institute (Austria), Member of the scientific board of Mediterranea International Centre for Human Rights Research (Italy), of the scientific committee of the European Journal of Privacy Law and Technology (Italy), of the international editorial committee of the Journal of Liberty and International Affairs (Republic of North Macedonia), of the editorial board of the Journal of Law, Market and Innovation (Italy)

書籍:

- ⇒ 『ストウディア消費者法』(有斐閣、近刊予定)[共著]
- ⇒ 『不公正な取引方法と私法理論—EU法との比較法的考察』(法律文化社、2020年)[単著]
- ⇒ 『これからの消費者法—社会と未来をつなぐ消費者教育』(法律文化社、2020年)[共著]
- ⇒ Outline and New Developments of Japanese Inheritance Law (Adam Marszarek, 2021)[共著]



講演の流れ

1 デジタル化とEU消費者法の課題



2 EU消費者法におけるデジタル化への対応



3 デジタル化とEU消費者法のこれから



1 デジタル化とEU消費者法の課題



デジタル化とEU消費者法の課題

- 物品とデジタル要素

⇒ デジタル要素を含む物品(スマート・ウォッチ、スマート・ホームなど)に適用される法や消費者が有する救済手段の不明確性

※ 従来の、取引対象としての物品と役務の区分

- デジタル化とデータ

⇒ デジタル経済の「燃料」としてのデータ

※ 消費者のプロファイリング、消費者に対するターゲティング広告やパーソナライズド・プライシングなどの個人データ処理



デジタル化とEU消費者法の課題

- オンライン・プラットフォームの責任の在り方
 - ⇒ 契約関係の有無 **VS** 実態
 - ⇒ 様々なビジネス・モデルや規模
- 立法上の課題
 - ⇒ 最新の技術的展開への対応とイノベーションの促進とのバランス
 - ⇒ 既存の法体系との一貫性
 - ※ 既存の法体系のさらなる展開か、そこからの逸脱か



2 EU消費者法におけるデジタル化への対応



EU消費者法におけるデジタル化への対応

- **一般法**におけるデジタル・コンテンツおよびデジタル・サービス

⇒ デジタル・コンテンツおよびデジタル・サービスへの適用範囲の拡大

..... 不公正取引方法指令、消費者権利指令

⇒ 個人データの提供と引き換えに供給されるデジタル・コンテンツおよびデジタル・サービスへの適用範囲の拡大

..... 消費者権利指令



EU消費者法におけるデジタル化への対応

- デジタル・サービスおよびデジタル・コンテンツに**固有の規律**
 - ⇒ デジタル・コンテンツおよびデジタル・サービスの適合性に関するルール
 - ※ 「アップデート」も.....デジタル・コンテンツ供給指令
 - ⇒ 適合性欠如の場合に消費者が有する救済手段の明確化
 - ※ 物品の場合とほぼ同様.....デジタル・コンテンツ供給指令
 - ⇒ アクセスを得るために提供される個人データ
 - ※ 「無料」でのアクセスなのか？
 - ◇ この場合にも、消費者は、金銭を支払った場合と同様の救済手段を有する.....デジタル・コンテンツ供給指令



EU消費者法におけるデジタル化への対応

- デジタル・サービスおよびデジタル・コンテンツに**固有の規律**

⇒ データの保護

※ 個人データ

◇ 個人データの処理に対する消費者の保護

..... 一般データ保護規則 (GDPR)

※ 非個人データ

◇ デジタル・コンテンツやデジタル・サービスの使用を通じて作成されるデータなど → 返還や制限 (事業者)

..... デジタル・コンテンツ供給指令



EU消費者法におけるデジタル化への対応

- 物品とデジタル要素の交錯

⇒ 「デジタル要素を伴う物品」

- ※ デジタル製品

- ◇ デジタル要素の適合性欠如は、物品の適合性欠如として取り扱われる

- 物品売買指令



EU消費者法におけるデジタル化への対応

- 個人データ保護のいくつかの側面 (GDPR)

⇒ プロファイリングを含む

個人データ処理に対して異議を述べる権利

⇒ プロファイリングを含む

専ら自動化された意思決定の対象とされない権利



EU消費者法におけるデジタル化への対応

- オンライン・プラットフォームの責任の在り方
 - ⇒ ビジネス・モデルの分析を重視した判断
 - 欧州連合司法裁判所 (CJEU) の一連の判例
 - ⇒ PFの役割に応じた義務(責任)
 - デジタル・サービス法およびデジタル市場法



3 デジタル化とEU消費者法のこれから



デジタル化とEU消費者法のこれから

- AIと消費者保護

⇒ AIの利用方法と消費者(脆弱な消費者)の保護

.....■ AI規則提案

- デジタル化と製造物責任

⇒ 有体物ではなく、有体物に取り込まれていない製造物の欠陥
という問題

.....■ 製造物責任指令の見直し

⇒ オンライン・プラットフォームの製造物責任



ご清聴いただき誠にありがとうございました

karaiskos.antonios.7c@kyoto-u.ac.jp

